

町田ターミナルプラザバスターミナル 観光バス・長距離路線バス等の使用方法について

観光バスを運行するバス会社・旅行代理店等の事業者様及び長距離路線バスの事業者様は、市の承認後、以下の方法にて当バスターミナルをご使用いただけます。

■ バスターミナルの概要	
所在地	東京都町田市原町田3-1-4 町田ターミナルプラザ 1 階
乗り場数	全 11（ただし、うち 1 つは非常用のため同時駐車 10 台まで）
入庫可能な車両寸法	全長 12.0m 全幅 2.5m 全高 4.0m 以内
利用可能設備	待合スペース（2 階市民広場）、トイレ（2 階） エレベーター、エスカレーター（上りのみ）
使用可能時間	【観光バス会社・旅行代理店等事業者様】 午前 6：00～午前 8：50（完全出庫厳守） 【長距離路線バス事業者様】 午前 5：00～午前 8：50（完全出庫厳守） 午後 11：00～翌日の午前 1：00（完全出庫厳守） 1 台につき 1 回あたり 30 分まで
使用料	1 回 30 分 1,570 円
使用方法	【共通】 申請に基づく市の承認（年度毎） 【観光バス会社・旅行代理店等事業者様】 管理事務所に FAX で予約 【長距離路線バス事業者様】 運行月の前月 25 日までに、運行月の運行予定表を町田市経済観光部産業政策課にメールで提出
支払方法	当月末日〆、翌月末払い （町田市から納付書を郵送いたします。）
■ 使用手続きの詳細	
① 使用登録申請	市へ使用登録申請を行います。 「町田市町田ターミナルプラザバスターミナル使用申請書」に必要事項を記入し、郵送・FAX 等で提出してください。 【提出先】 郵送：〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 FAX：050-3101-9615 町田市経済観光部産業政策課宛て
② 使用承認	市から使用承認書が届きます。 市で審査後、「町田市町田ターミナルプラザバスターミナル使用承認書」をお送りします。大切に保管してください。 ※使用期間は年度末までです。

③ 予約	【観光バス会社・旅行代理店等事業者様】 FAX で予約を取ります。 「観光バス・長距離路線バス 停車申し込み票」に必要事項を記入し、 現地の管理事務所へ FAX で送付してください。受付順で予約を承ります。 予約が完了すると、管理事務所から予約番号を発行します。 ・管理事務所FAX 番号：042-728-7581 ・受付日：平日の午前 10：00～午後 5：00 ※予約可能日：使用日の属する月の3か月前の月の初日から 【長距離路線バス事業者様】 運行月の前月25日までに、市指定の運行表を用いて、運行月の運行予定を町田市経済観光部産業政策課にメールで提出してください。 ※連絡用のメールアドレスは、使用申請承認後にご案内します。
④ 利用	当日利用します。 お支払いは後払いとなりますので、そのままご利用ください。 ※バスターミナルの使用にあたっては、次頁に記載の「遵守事項」を遵守してください。
⑤ 実績報告	【観光バス会社・旅行代理店等事業者様】 管理事務所が運行実績を管理するため、事業者様において市に対する実績報告は不要です。 【長距離路線バス事業者様】 運行月の翌月5日までに、市指定の運行表を用いて、運行実績を町田市経済観光部産業政策課にメールで提出してください。
⑥ 支払	1 か月分の使用回数を月末で締めて、翌月10日頃に町田市から請求書及び納入通知書を送付します。市指定の納期限までにお支払いください。

その他詳細は、
QRコードから市HP
をご確認ください！



遵 守 事 項

バスターミナルの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

【共通事項】

- (1) バスターミナルへは必ず 2 階市民広場から入り、歩道から直接入ってはいけないことを、利用者へ周知すること。
- (2) 送迎等、自家用車によるバスターミナルへの進入禁止について、利用者へ周知すること。
- (3) 車路での乗降車を行わないこと。また、車両から降りて車路に立ち入らないこと。
- (4) 乗降車時の安全確保は、責任を持って行うこと。
- (5) バスターミナル内では、現場係員の指示に従うこと。
- (6) バスターミナル内では、徐行運転を行うこと。
- (7) 午前 8 時 50 分までに必ずバスターミナルから退出すること。
- (8) 車両の円滑な運行を妨げる等バスターミナルの機能を低下させないこと。
- (9) 物品の販売、頒布その他これに類する行為をしないこと。
- (10) バスターミナルの施設を汚染又は毀損しないこと。万が一ターミナルの施設設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- (11) 上記のほか、バスターミナルの管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (12) 地震、火災その他の災害又は盗難その他第三者の行為によってバスターミナルにおいて生じた損害については、市は、賠償の責めを負いません。

【観光バス】

- (1) バスターミナルの使用にあたっては、必ず F A X にて事前に予約を行うこと。予約の状況によっては、使用できない場合もあります。
- (2) 集合確認等は、2 階市民広場にて行い、バスターミナル（プラットフォーム上）では人員整理等を行わないこと。